

この『手から手へ』は全教職員に配布しています。  
まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

# 手から手へ

発行：東京都立大学労働組合

第 2975 号

TEL 042-677-0213

2025年11月17日

FAX 042-677-0238

Eメール union@apricot.ocn.ne.jp

## 法人との交渉で2025年賃金妥結

- ・一時金は12月10日に2,475相当分(0.05月分プラス)支給
- ・給与は全級全号で引き上げ改定
- ・給与改正は本年4月に遡及して実施
- ・都派遣については、基準日(12/1)までに条例改正が行われなかったため、条例改正後すみやかに精算

東京都立大学労働組合は、11月14日に団体交渉を行い、給与については全級全号で4月に遡って引き上げを行うとともに、2025年一時金について、教員および正規職員については、年間支給水準を0.05月引き上げ4.90月相当、継続雇用職員および高齢者雇用型特定任用職員については、年間支給水準を0.05月引き上げ2.60月相当とする内容で妥結しました。

この結果、12月10日(水)には、教員および正規職員、非常勤契約職員については2,475月相当、継続雇用職員および高齢者雇用型特定任用職員については、1,325月相当が支給されます。

なお、都派遣職員については、基準日の12月1日までに給与条例の改正が行われなかったため、12月10日には、現行の条例規則通り、2,425月相当の一時金が支給されます。

また、教員、正規職員、非常勤契約職員、非常勤教員、特定任用職員の昇給差額については、4月に遡及実施を合意しました。

## 【当局】

それでは、私から申し上げます。

これまでの間、皆さまから各種の要求をいただき、また、私どもからも検討状況をお示ししながら、専門委員会交渉等において、精力的に議論を重ねてまいりました。

本日は、これまでの交渉経過及び皆さまからのご意見を十分に踏まえた上で、年末一時金に関する要求等への回答につきまして、私どもの最終案をお示しいたします。

詳細につきましては資料をご覧ください、この場では、最終案の概要等について申し上げます。

### はじめに、教員の給与改定等についてです。

まず、常勤教員の職務基礎額につきましては、当初提案のとおり、人材獲得の競争力を高めるため、若年層を中心に上げを行うとともに、より一層職務・職責に応じた年俸制を構築するため、いわゆる「昇給カーブ」の早期立ち上げを進めてまいります。実施時期につきましては、令和7年4月1日に遡及して適用することといたします。

また、業績給につきましては、標準の年間支給水準が4.9月相当、半期では2.45月相当となるよう、本年度から成績率を見直すことといたします。本則は、令和8年6月期の業績給から実施することとし、令和7年度につきましては、12月期を2.475月相当として、12月10日に支給することといたします。

次に、非常勤教員の時給及び月給につきましては、社会一般の情勢を踏まえ、令和7年4月1日に遡及して、上げを行うことといたします。

### 続きまして、職員の給与改定等についてです。

まず、正規職員の給与につきましては、当初提案のとおり、有為な人材を確保するとともに職務・職責に応じた処遇を充実させる観点から、初任給を大幅に引き上げつつ、全級全号給について職務給の上げを行います。実施時期につきましては、令和7年4月1日に遡及して適用することといたします。

また、正規職員及び非常勤契約職員の賞与につきましては、標準の年間支給水準が4.9月相当、半期では2.45月相当となるよう、本年度から成績率を見直すことといたします。本則は、令和8年6月期の賞与から実施することとし、令和7年度につきましては、12月期を2.475月相当として、12月10日に支給することといたします。

同様に、暫定継続雇用職員及び高齢者雇用型特定任用職員の賞与につきましては、標準の年間支給水準が2.6月相当、半期では1.3月相当となるよう成績率を見直し、令和7年12月期につきましては、1.325月相当を支給することといたします。

次に、専門職型特定任用職員の年俸、高齢者雇用型特定任用職員及び非常勤契約職員の月給につきましては、令和7年4月1日に遡及して、上げを行うことといたします。

なお、東京都派遣職員につきましては、法人と東京都の「職員の派遣に関する取決め書」により、東京都と同様の措置を取ることになります。

このほか、法人の命により、復帰を前提として法人を退職して出向する教職員の復帰後の給与等の取扱いについて整理するとともに、大学院研究科担当加算の一層の適正化を図るため、支給要件の見直しを令和8年4月1日から実施することといたします。

また、東京都の動向や法人の実態、社会情勢等を踏まえ、生理休暇、介護時間、介護休業及び通勤手当のうち交通用具使用者に対する支給額について見直しを行うこととし、実施時期は令和8年4月1日からといたします。

続きまして、皆さまからいただいた要求事項について申し上げます。

人口減少の加速度的な進行や、技術革新の高度化、国際化の推進など、様々な側面において、過去に例を見ないスピードで法人を取り巻く環境が変化し続けています。そのため、全ての教職員が意欲と能力を最大限発揮するための基盤となる給与・人事制度を不断に見直していくことが引き続き重要となります。

教員人事制度につきましては、教員一人ひとりが質の高い教育研究を実現できるよう、制度の成熟度や情勢変化を見極めながら、必要な制度改正や運用改善を重ねてまいりたいと考えております。

また、職員人事制度につきましても、高い専門性と経営的視点をもったプロ職員の育成に向け、必要な制度改正や運用改善に努めてまいります。

なお、非常勤契約職員制度につきましては、国や都の動向等を注視し、適切に対応してまいります。

このほか、皆さまからいただいた様々な要求につきましては、業務実態の的確な把握に努めるとともに、社会情勢を踏まえた必要な見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに、誠意を持って、皆さまと真摯に協議を行い、課題を解決してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

## 【組合】

ただいま、2025年賃金についての最終回答がありました。

この間の急激な円安・物価高騰のもとで、実質賃金は更なる低下を続け生活不安が高まっているなかで、組合は教職員の大変厳しい生活状況や労働環境・条件の悪化を訴えて要求を提出し、交渉に臨んでいます。当局の回答はこうした組合の「生活改善に資する」という要求には達しておらず、納得しがたい内容です。とりわけ、中位号級から教職員の給与改定は、引き続き低率・低額の改定となっており、納得できるものではありません。しかしながら、11月12日未明に決着をみた都労連の2025年確定闘争の厳しい到達点を踏まえて、教職員の給与改定、年末一時金については受け入れることにします。

また、法人の命により復帰を前提として法人を退職して出向する教職員の復帰後の給与等の取扱い、および大学院研究科担当加算の一層の適正化を図るための給与支給要件の見直しについては、了承致します。

一方、組合が要求していた非常勤教員や特任教員の一時金の支給などの待遇改善や助教の任期付き採用の廃止、司書、看護師、技術の非常勤契約職員の給与表の足伸ばしなどについて

ては言及がありません。組合は、専門委員会で、司書、看護師、技術の非常勤契約職員で15年を超えて働いている職員の長期勤続休暇の創設についても要求しています。これらの待遇改善の要求について、当局には今後の交渉で真摯に対応していただくことを望みます。

その他の要求項目について、当局からは、人口減少の加速度的な進行や技術革新の高度化、国際化の推進のなかで、すべての教職員が意欲と能力を最大限発揮するための基盤となる給与・人事制度の不断の見直しを行う旨、発言がありました。組合も、当局と共通の現状認識を持ち、引き続き教職員の生活・労働条件の改善に努めていくこととしますが、昨今の経済状況は今までになく厳しくなっており、教職員の生活改善のためには、給与・人事制度改善に向けてのより一層の努力と工夫が求められていることを申し添えたいと思います。

引き続き、これまでの労使の信頼関係をもとに、教職員の利益を代表して組合として誠意を持って真摯に交渉に臨んでいくことを表明致します。

私からは以上です。

## 組合望年会のお知らせ

○日時 2025年12月18日（木）18:00～

○場所 トムの食堂

恒例のビンゴ、「私の研究」お話会も行います！

お誘い合わせのうえ、ご参加ください☆

